

社会福祉法人能生名立福社会 役員等の報酬及び費用弁償支給規則

平成 13 年 9 月 21 日制定

平成 29 年 3 月 27 日改正

(目 的)

第 1 条 当法人の役員等の報酬及び費用弁償の額とその支給方法について定める。

(報酬の額及び支給対象)

第 2 条 報酬の金額は、次のとおりとする。

(1) 理事、監事は、月額報酬とする。

- ① 理事長 30,000 円
- ② 上記以外の理事 6,000 円
- ③ 監事 6,000 円

(2) 評議員及びその他の委員は、日額報酬とする。

- ① 理事長、施設長が召集した会議に出席した場合は、1 日につき 6,000 円

(3) 同一日に 2 以上の会議、業務が重なった場合は、日額報酬を重複支給しない。

(報酬の日割計算)

第 3 条 理事、監事が月の中途日に選任又は退任したときは、日割計算により支給する。

(実費弁償)

第 4 条 役員等が理事長又は施設長が招集(依頼)する会議に出席又は職務に応じたときは、別表によりこれを実費弁償する。

2 費用はすべて順路によってこれを計算する。車賃は、実費支給の場合を除きその路程を通算してこれを計算する。ただし、1 km 未満の端数はこれを切り捨てる。

3 特別の事情により第 1 項及び第 2 項により難しいときは、現に要した実費の全部又は一部を、実情に応じ理事長が決定し支給する。

(支給日)

第 5 条 報酬及び費用弁償の支給日は、理事長が別に定める。

(その他)

第 6 条 この規則は、施設長及び職員には適用しない。

附 則

この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。施行日前の報酬については、なお従前の額とする。

附 則（平成29年3月27日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

運賃、日当、宿泊料表

種 別	区 分		支給基準・額	備 考
鉄 道 賃	片 道 50 km未満		普通旅客運賃	
	加 算	片 道 50 km以上 100 km未満	普通急行運賃	
		片 道 100 km以上	特別急行運賃(運 行事情により長岡を 含めることができる。) 新幹線運賃(運 行事情により富山、長 野を含めることがで きる。) 指定席料金	
船 賃			普通運賃	
航 空 賃			普通運賃	
車 賃	市 内 県 内		実 費 運 賃	
			交通機関のない路線 1 km 25 円	
	県 外		1 日につき 1,000 円	
日 当	1 日につき		2,200 円	
	加 算	日帰りで、鉄道距離片道 200 km以上の旅行の場合	2,000 円	
宿 泊 料	県 内		11,800 円	
	県 外		13,100 円	

附 記 業務の都合上、主催者等が宿泊料をあらかじめ指定してきた場合は、上記の
規定にかかわらずその額を支給する。

